

住宅ローン契約規定

お客さまおよび連帯保証人は、お客さまもしくは住信SBIネット銀行(以下、「当社」といいます。)と住宅ローン取引を行う場合は、この規定(以下、「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定(以下、「各取引規定」といいます。)に従うことに同意するものとします。

お客さまおよび連帯保証人と当社との間の住宅ローン取引に関する契約(以下、「本契約」といいます。)は、本規定のほか、「住宅ローン契約書」記載の借入要項またはWEBサイト画面に表示される「借入条件」もしくは「契約内容」(以下、総称して「借入要項等」といいます。)をその内容とします。なお、当社が必要と認める場合は、当社所定の保証会社による保証をご利用いただく場合があります。

お客さまは、当社がお客さまに対し、借入要項等に定める借入金の受領方法にもとづき同要項に定める借入金額を交付した場合、当社に対し、本契約に従ってその元金を返済し利息その他の債務を支払うことを約します。当社による借入金額の交付がなされない場合、本契約の効力は生じないものとします。

お客さまは、本契約にもとづき交付を受けた借入金を、お客さま自身または当社所定の親族の居住用住宅の新築もしくは購入のための資金、居住用住宅に係る住宅ローンの借換および借換と同時に増改築のための資金、その他当社が特に認める資金に用いるため(以下、これらを総称して「住宅取得等目的」といいます。)にのみ利用するものとします。

第1条 借入金利

1. 本契約にもとづいてお客さまに適用される金利(以下、「借入金利」といいます。)は、当社所定の基準金利、ならびに、本条3項により引下げられる金利および本条4項により上乘せされる金利の合計によるものとします。
2. 当初借入金利は、当社が借入金額を交付した日(以下、「ローン実行日」といいます。)現在の借入金利とします。以後の借入金利は、変動金利タイプを選択された場合は第6条に、固定金利特約タイプを選択された場合は第7条に、それぞれ従うものとします。
3. 当社は当社所定の基準により、当社の基準金利に対して金利を引下げて適用することができるものとします。また、本規定の他の条項にかかわらず、当社は金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、いつでもその引下げを中止または変更することができるものとします。
4. 当社は次の各号に該当する場合には、当社の基準金利に対して金利を上乘せして適用することができるものとします。
 - (1) 第14条および第15条にもとづき金利が上乘せされるプランの保険契約を締結した場合。
 - (2) 本契約の借入期間が35年を超える場合。
 - (3) 第3条第8項第1号に該当する場合。
 - (4) お客さまの信用状況、保証会社による保証の要否その他の事情を勘案し、当社による審査の結果、金利を上乘せするのが適当と認められた場合。
5. 本条1項から4項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、借入金利を相当の範囲で変更することができるものとします。

第2条 遅延損害金

1. お客さまは元利金の返済を遅延した場合には、遅延している元金に対し年14%(1年を365日とし、日割りで計算する。)の遅延損害金を支払うものとします。

- 前項にかかわらず、当社は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、遅延損害金の割合を相当の範囲で変更することができるものとします。

第3条 元利金の計算方法

- 利息は借入要項等に定める元利金返済日(以下、「約定返済日」といいます。)に後払いするものとし、返済方式は以下のとおりとします。
 - 元利均等返済
毎回の元利金返済額は、毎月の元利金返済額および半年毎増額返済額ともに均等とします。
 - 元金均等返済
毎回の元金返済額は、毎月の元金返済額および半年毎増額元金返済額ともに均等とします。
- 利息は、原則として1年を12ヵ月として月割りで計算します。
- 毎月の元利金返済額の利息は、通常、毎月返済部分の元金残高×借入金利×1/12で計算します。
- 半年毎増額返済額の利息は、通常、増額返済部分の元金残高×借入金利×6/12で計算します。ただし、端数月数が生じる場合には、増額返済部分の元金残高×借入金利×1/12×端数月数で計算します。
- 毎回の約定返済額は以下のとおり計算します。
 - 元利均等返済
 - 変動金利タイプ選択時
当初の約定返済額は、ローン実行日現在の元金残高、最終返済期日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算するものとします。以降は、第6条各項の規定にもとづき約定返済額が見直されるものとします。
 - 固定金利特約タイプ選択時
借入要項等に定める特約期間(以下、「固定金利適用期間」といいます。)終了日までの適用期間中は、第1条3項から5項の場合を除き、固定金利の借入金利および約定返済額は変わらないものとし、その約定返済額は固定金利の適用開始日現在の元金残高、適用される固定金利、最終返済期日までの残存期間、借入金利等により当社所定の方法で計算します。なお、約定返済額の上限はないものとします。
 - 元金均等返済
毎回返済元金は毎月返済部分、半年毎増額返済部分についてそれぞれ借入元金を返済回数で割った金額(円未満を切り捨て、割り切れない端数の金額については、当社所定の方法で調整するものとします。)とし、これに本条2項と3項および4項の利息を加えた金額を約定返済額とします。
- ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合や第9条の繰上返済にあたって端数日数が生じる場合等、本規定の適用により1ヵ月未満の端数日数が生じる場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により毎月返済部分と半年毎増額返済部分に分けて1年を365日としてローン実行日等を含めて日割りで計算し、それぞれ、当社所定の約定返済日の約定返済額に加えて返済するものとします。
- 元利均等返済の場合、毎回の元利金返済額を約定返済額として約定返済日に返済するものとなりますが、最終返済期日の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。
- 次の各号に該当する場合には、当該各号に定める範囲で、元金の返済を行わず利息の支払いのみを行う元金据置期間が設定され、またはお客さまの選択により設定することができるものとします。ただし、設定された元金据置期間を変更することはできません。
 - お客さまから2つの住宅ローン契約の申込みを同時に受け、同時に成立する各契約

にもとづき借入金額を交付する融資形式において、お客さまが、当社所定の範囲内で、うち一方の借入に係る元金の返済方法として、最終返済期日に一括して返済する方法（以下、「期日一括返済」といいます。）を選択した場合（以下、「期日一括返済併用型」といいます。）、当該借入分については、ローン実行日から最終返済期日の前日までの期間が、元金据置期間として設定されるものとします。

- (2) お客さまから2つの住宅ローン契約の申込みを同時に受け、異なる時期に成立する各契約にもとづき1回ずつ（計2回）借入金額を交付する融資形式（以下、「土地先行プラン」といい、先に実行される住宅ローンを「1本目融資」、1本目融資の後に実行される住宅ローンを「2本目融資」といいます。）の場合、1本目融資のローン実行日から2本目融資の初回の元金返済日の前月応当日までの期間が、元金据置期間として設定されるものとします（ただし、1年以内とします。なお、1本目融資のローン実行日から1年以内に2本目融資を実行する場合において、当該2本目融資が次号に定める建物完工前実行に該当するときは、1本目融資の元金据置期間は1年6ヵ月以内とします。）。
- (3) 住宅ローン契約の目的である建物の完成前に、お客さまに借入金額を交付する融資形式（以下、「建物完工前実行」といいます。）の場合、または、当社が特に認める場合、お客さまは、ローン実行日から6ヵ月以内で、元金据置期間を定めることができるものとします（ただし、元金据置期間の最終日は、毎月の約定返済日とします。）。

9. 本条第3項および第4項にかかわらず、元金据置期間中の毎月の利息は、元金残高(前項第1号の場合は期日一括返済部分、前項第2号および第3号の場合は毎月返済部分+半年毎増額返済部分)×借入金利×1/12で計算します。なお、ローン実行日から第1回約定返済日までの期間中に1ヵ月未満の端数日数がある場合は、その端数日数の利息については、当社所定の計算方法により日割りで計算し、第1回約定返済日に支払うものとします。

第4条 返済用預金口座

当社におけるお客さまの代表口座円普通預金を、本契約にもとづく返済用の口座(以下、「返済用預金口座」といいます。)とします。また、お客さまは本契約にもとづく債務を完済するまで、返済用預金口座を解約することはできません。

第5条 約定返済

1. お客さまは本契約にもとづき、毎月の約定返済日に、約定返済額を当社に返済するものとします。ただし、半年毎増額返済月の約定返済日には、半年毎増額返済額を毎月の元金返済額に加えて返済するものとします。また、期日一括返済併用型の期日一括返済部分については、最終返済期日に、第3条第9項にて算出した利息に加えて元金を一括して返済するものとします。
2. 元金据置期間中は第3条第9項にて算出した利息のみを毎月の約定返済日に支払うものとします。また、元金据置期間経過以降は、住宅ローンの目的である建物等の新築または増改築の完了を問わず、前項の規定に従い元金の返済を行います。
3. お客さまは、約定返済日が土・日・祝日およびその他法令で定められた銀行の休日(以下、「休日」といいます。)にあたる場合、当該休日直後の当社の営業日に返済するものとし、当社は、これを約定返済日に返済したものとみなして取扱います。
4. お客さまは毎月の約定返済日(前項に定める場合は、休日にあたる約定返済日の直後の当社の営業日とし、以下、本項および次項において「約定返済日等」といいます。)までに返済用預金口座に約定返済額相当額を預け入れるものとし、当社は、当該約定返済日等に約定返済額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、返済に充当します。ただし、返済用預金口座の残高が約定返済額に満たない場合には、当社はその一部の返済に充てる取扱

いはせず、その全額について返済は遅延するものとします。また、返済用預金口座の残高が、約定返済額のほか第9条に定める繰上返済等、当日に同口座から引落すべき金額の合計額に満たない場合には、当社は、任意の順序により引落することができるものとします。

5. 毎回の約定返済額相当額の預け入れが約定返済日等より遅れた場合には、当社は毎回の約定返済額と遅延損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。当社は、引落す遅延損害金の額を、WEBサイトに掲示される「返済予定表」の返済元金欄に記載の金額にもとづき、第2条に定める遅延損害金の年率および約定返済日の翌日から引落日までの実日数により算定するものとします。
6. 返済用預金口座の残高が約定返済額に満たないために返済が遅延した場合は、当社はお客さまの入金後いつでも返済用預金口座から返済に必要な金額を自動的に引落とし、当社の任意の順序により本契約にもとづく債務の返済の支払いに充当することができるものとします。ただし、本契約にもとづく債務のほか、お客さまが当社に対して返済を遅滞している、返済用預金口座から引落とされるべき債務がある場合には、当社は、当社の任意の順序により、返済用預金口座の残高を本契約にもとづく債務のほか、他の債務の支払いに充当することができるものとします。

第6条 変動金利の適用

1. 基準金利の変更による借入金利の変更

- (1) 当社所定の基準金利は、当社の短期プライムレート(短期貸出最優遇金利)(以下、いずれも「短プラ」といいます。)を基準に定められるものであり、短プラの変動に伴って当社所定の基準金利が変更されることにより、借入金利も変更されるものとします。
- (2) 前号に基づく当社所定の基準金利の変更は毎月1日(以下、「基準日」といいます。)に行うものとし、基準日における短プラが前月1日の短プラ(ローン実行日の翌日以降最初に到来する基準日についての「前月1日の短プラ」は、ローン実行日現在の短プラとします。)と差がある場合に、その金利差と同じ幅で引上げまたは引下げるものとし、これにより借入金利も変更されるものとします。ただし、借入金利が、当社が合理的に必要な範囲で定める基準を下回ることになる場合は、当該基準に係る利率に借入金利を変更するものとします。
- (3) 前号の変更による新しい借入金利(以下、「新借入金利」といいます。)は、当該基準日の翌月の約定返済日の翌日(以下、「新借入金利適用日」といいます。)から適用するものとします。
- (4) 当初借入時に変動金利タイプを選択し、借入後60ヵ月目の約定返済日までに固定金利特約タイプに変更しなかった場合、その翌日からは、前月の基準日における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」を適用するものとします。
- (5) 借入金利の変更が行われる場合、当社は、原則として、新借入金利適用日の1ヵ月前までに新借入金利および毎回の約定返済額の元金・利息の内訳などを当社所定の方法にて通知するものとします。
- (6) 当社は金融情勢の変化、その他相当の事由により、本項第1号で短プラと定めた金利を廃止した場合には、短プラを一般に代替されるものに変更することができるものとし、変更後初回における短プラとの比較は、当社が相当と認める方法によるものとします。以後新たに短プラから変更となったものの取扱いが廃止された場合も同様とします。

2. 元利均等返済の約定返済額の変更

- (1) 本条第1項第2号により借入金利が変更されても、ローン実行日後5回目の10月1日を基準日とする新借入金利適用日までは、約定返済額は各基準日における金利変更前と同一とします。ただし、約定返済額の内訳である元金・利息の内訳は変わります。

- (2) 当社は、ローン実行日後5回目の10月1日基準日以降5年ごとの応当日(以下、「約定返済額計算基準日」といいます。)において、その借入金利、その適用時期における約定未返済元金、残存借入期間、本条3項の未払利息にもとづいて、約定返済額計算基準日以降最初に到来する12月の約定返済日から次の約定返済額計算基準日以降最初に到来する11月の約定返済日まで(以下、「同一返済額期間」といいます。)の新しい約定返済額(以下、「新約定返済額」といいます。)を算出するものとし、それに従い、お客さまは同一返済額期間における最初の約定返済日のときより支払います。ただし、新約定返済額は変更前の約定返済額の1.25倍を超えないものとします。なお、新約定返済額は、その後に借入金利の変更が行われても、当該新約定返済額に係る同一返済額期間は変更されず、約定返済額の内訳である元金・利息の内訳が変わるものとします。
 - (3) 当社は、原則として、前号の新約定返済額による返済の開始日の2ヵ月前までに新約定返済額(元金・利息の内訳)および借入金利などを当社所定の方法にて通知するものとします。
3. 元利均等返済の未払利息
- (1) 本条第1項により借入金利が引上げられたため、支払うべき利息が所定の約定返済額を超える場合には、その超過額(以下、「未払利息」といいます。)は新借入金利による2回目以降の約定返済日に約定返済額に含めて支払うものとし、その充当の順序は、未払利息、その約定返済日において支払うべき利息、元金の順とします。
 - (2) 前号の取扱いについては、毎月返済部分と半年毎増額返済部分は別に行うものとします。
 - (3) 第9条の繰上返済をする場合に未払利息があるときは、繰上返済日にそれを支払うものとします。
 - (4) 最終回返済額は、約定返済額にかかわらず、残存元金とその利息に未払利息を加えた金額とします。

第7条 固定金利の適用

1. 固定金利適用期間開始日はローン実行日または約定返済日の翌日にあたる日とし、固定金利適用期間終了日は、固定金利適用期間が経過する応当年月の約定返済日とします。
2. 固定金利特約タイプを選択された場合、原則として、当社はお客さまに対して最初に到来する約定返済日前までに借入金利・約定返済額等を当社所定の方法にて通知するものとします。

第8条 金利タイプの変更

1. 変動金利からの変更
 - (1) 変動金利が適用されている場合、その変動金利適用期間中は、次号の定めにより変動金利から固定金利への変更を行うことができるものとします。
 - (2) 変動金利が適用されている場合、次号に定める特別な事情がない限り、約定返済日前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、適用期間を選択して固定金利へ変更できるものとします。また、お客さまがこの変更を申し出た場合、適用される借入金利は、その申出日以降最初に到来する約定返済日の翌日(以下、「固定金利適用開始日」といいます。)におけるお客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、固定金利適用開始日より適用するものとします。
 - (3) 前号の定めにかかわらず、延滞や固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合、元金据置期間中など特別な事情がある場合には、固定金利への変更はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、固定金利適用開始日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

2. 固定金利からの変更

- (1) 固定金利が適用されている場合、その固定金利適用期間中は、変動金利への変更、借入金利の変更ならびに固定金利適用期間の変更はできないものとします。
- (2) 本項第3号の場合を除き、固定金利適用期間が終了した場合は、金利タイプは自動的に変動金利に変更され、借入金利は当該終了日の翌日における借入要項等に定める変動金利タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、当該終了日の翌日より適用します。
- (3) 固定金利適用期間終了日以降、引き続き固定金利を選択する場合は、次号に定める特別な事情がない場合に限り、お客さまは、当該終了日の前日の当社所定の時刻までに、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作による申し出により、新たな適用期間を選択して固定金利を選択することができます。この場合、適用される借入金利は、当該固定金利適用期間終了日の翌日(以下、「新たな固定金利適用開始日」といいます。))における、お客さまが選択した適用期間に対応する借入要項等に定める固定金利特約タイプ選択時の「金利タイプ変更後の借入金利」とし、新たな固定金利適用開始日から適用するものとします。
- (4) 前号の定めにかかわらず、延滞や新たな固定金利適用開始日から最終返済期日までの残存期間が当社所定の適用期間より短い場合など特別な事情がある場合には、新たな固定金利適用期間の選択はできないものとします。なお、お客さまが前号の操作により金利を一旦選択した後、新たな固定金利適用開始日の前日の当社所定の時刻を経過すると、当該金利変更は取消すことはできません。

第9条 繰上返済

1. お客さまは、第5条に定める約定返済の他、当社所定の方法により、延滞など特別な事情がない限り、返済用預金口座に資金を預け入れたうえで、最終返済期日以前に繰上返済をすることができるものとします。
2. 一部繰上返済
 - (1) 前項により、お客さまが指定した金額(ただし、当社所定の金額以上とします。)を借入金残額の一部として返済する場合、または本条第4項の場合において、同項に規定する金額を借入金残額の一部として返済する場合、当社所定の手数料をあわせて支払うものとします。
 - (2) 一部繰上返済する場合には、毎回の元利金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日から繰上返済日までの、半年毎増額返済額についてはその繰上返済日直前の半年毎増額返済月の約定返済日の翌日から繰上返済日までの、それぞれの未払経過利息もあわせて支払うものとします。
 - (3) お客さまは、約定返済額は変えずに最終返済期日を繰り上げる方法(以下、「期間短縮型」といいます。)、または最終返済期日を変えずに約定返済額を再計算する方法(以下、「返済額軽減型」といいます。)を選択できるものとし、WEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により、お客さまが任意に選択するものとします。この操作を行った後の初回および最終返済期日の約定返済額は、通常の約定返済額と異なる場合があります。なお、約定返済が遅延しているときには一部繰上返済はできないものとし、遅延している約定返済額および遅延損害金合計額を返済した後に同様にWEBサイトでの当社所定のお客さまの操作により行うものとします。
 - (4) 元利均等返済で変動金利タイプを選択された場合、期間短縮型の一部繰上返済を行ったとしても、最終返済期日の約定返済額によっては、最終返済期日が繰り上がらないことがあります。また、返済額軽減型の一部繰上返済後の毎回の約定返済額の再計算においては、第6条第2項第1号及び第2号ただし書は適用されないため、最終返済期日

の約定返済額によっては、一部繰上返済後の毎回の約定返済額が一部繰上返済前の約定返済額より増えることがあります。

3. 全額繰上返済

本条第1項により、お客さまが借入金残額の全額を一括して返済する場合、当社所定の手料をあわせて支払うものとします。全額繰上返済する場合には、毎回の元利金返済額についてはその繰上返済日直前の約定返済日の翌日から繰上返済日までの、半年毎増額返済額についてはその繰上返済日直前の半年毎増額返済月の約定返済日の翌日から繰上返済日までの、それぞれの未払経過利息もあわせて支払うものとします。

4. 建物完工前実行の場合において、建物建築計画の変更等により当該建物の建築に係る請負契約における請負代金が減額されたときは、当社は、お客さまに対して、当該減額分に相当する額を繰上返済することを請求できるものとし、当該請求を受けたお客さまは、本条第2項第1号および第2号の規定に従って、一部繰上返済を行うものとします。

第10条 返済条件の変更

第8条および第9条の申込については、当社がお客さまからの申し出を承諾した時に、それぞれの各条項にもとづき条件が変更されます。この場合、原則として書面での確認などは行いません。

第11条 期限の利益の喪失

1. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社からの通知、催告等がなくても、本契約による一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - (1) 第5条に定める約定返済を遅延し、当社から書面により督促をしても、次の約定返済日までに当該遅延した元利金およびこれに対する遅延損害金全額を返済しなかったとき。
 - (2) お客さままたは連帯保証人が住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が当社にとって不明となったとき。
2. お客さまが次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって本契約による一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を全額返済するものとします。
 - (1) お客さまが第11条の2第1項柱書および各号のいずれかに該当し、もしくは第11条の2第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第11条の2第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社がお客さまとの取引を継続することが不適切であると判断したとき。
 - (2) 本契約にもとづく債務に限らず、当社に対する債務(いずれの支店との取引に関するものかは問わないものとします。)について期限の利益を喪失したとき。
 - (3) お客さまが本契約および各取引規定に違反したとき。
 - (4) 支払の停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - (6) お客さまが当社に保有する預金債権その他の債権または当社に預託する資産もしくは当社または保証会社の債務の担保の目的物について、仮差押、または仮処分、差押の命令の通知が發送されたとき。
 - (7) 本契約に関し、当社に差し入れた書面への虚偽の記載、虚偽の申告、虚偽の資料提供があったことが判明したとき。
 - (8) 上記の他、当社が、お客さまについて債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認められたとき。
 - (9) 連帯保証人に前項各号または本項各号のいずれかの事由があるとき。
 - (10) 本契約によるお客さまの住宅取得等目的と同一の借入目的のために当社と住宅ローン契約を締結した他のお客さまが当該住宅ローン契約にもとづく当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき。

- (11) 土地先行プラン利用時に、次の事由に該当したとき。
 - ・ 1 本目融資のローン実行日から2年を経過しても、2 本目融資の目的である建物等の新築または増改築が完了しない場合
 - ・ 建築会社の倒産、建物建築計画の破たん等により、1 本目融資のローン実行日から2年を経過しても、2 本目融資の目的である建物等の新築または増改築が完了しないことが明白な場合
 - ・ 2 本目融資時に、1 本目融資に係る当社の債権(保証会社による保証を利用する場合は、保証会社の求償権)を担保するために抵当権を設定した対象物件に当社以外の者(保証会社による保証を利用する場合は、当社および保証会社以外の者)を抵当権者とする抵当権設定または差押えその他の優先権の行使もしくは設定があり、当該抵当権等の抹消が困難な場合
 - ・ その他の事由により、当社(保証会社による保証を利用する場合は、当社または保証会社)が指定する内容・順位での抵当権設定ができない場合
 - (12) 保証会社が、お客さまとの間の保証委託契約を取消もしくは解除し、または、当社との間の保証について免責を主張し、もしくは取消もしくは解除した場合
 - (13) 住宅ローンに係る融資の目的たる不動産に係る買戻権が行使された場合
 - (14) 建物完工前実行の場合において、ローン実行日から1年を経過しても、住宅ローンの目的である建物等の新築が完了しない場合
 - (15) 保証会社が、お客さまとの間の保証委託契約にもとづき、お客さまに対して事前求償権を行使した場合
3. お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
 4. 当社は、お客さまが本条の規定により期限の利益を失った場合、お客さまが当社に開設している預金口座の入出金を禁止する等取引を制限できるものとします。
 5. お客さまが、第11条第2項第11号のいずれかの事由に該当した場合、当社は、2 本目融資を行わないことがあります。

第11条の2 反社会的勢力の排除

1. お客さまおよび連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客さまおよび連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 第11条第2項第1号の規定の適用により、お客さままたは連帯保証人に損害が生じた場合にも、お客さまおよび連帯保証人は、当社になんらの請求をすることができません。また、当社に損害が生じたときには、お客さままたは連帯保証人がその責任を負うものとします。

第12条 担保

1. 担保価値の減少、お客さままたは連帯保証人の信用不安等債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、当社からの請求により、お客さまは遅滞なく相当な担保を差し入れまたは、連帯保証人をたて、またはこれを追加、変更するものとします。お客さまが、保証会社による保証を利用する場合において、保証会社の信用不安等の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合も同様とします。
2. お客さまは、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により当社または保証会社による保証を利用する場合は保証会社の承諾を得るものとします。
3. 本契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、当社は、担保を、必ずしも法定の手続きによらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分の上、その取得金から諸費用を差引いた残額を法定の順序にかかわらず、本契約による債務の返済にあてることができるものとし、なお残債務がある場合には、お客さまは直ちに返済するものとします。また、本契約による債務の返済にあてた後、なお取得金に余剰が生じた場合には、当社はこれを取立または処分前の当該担保の所有者に返還するものとします。
4. お客さまの差し入れた担保について、事変・災害・輸送中のやむを得ない事故等当社の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、当社は責任を負わないものとします。
5. 建物完工前実行の場合において、お客さまは、当該建物を取得し、抵当権が設定できる状態になったときは、遅滞なく借入要項等に定める借入金に係る当社のお客さまに対する債権（お客さまが、保証会社による保証を利用する場合は、保証会社のお客さまに対する債権）を担保するため、当社（お客さまが、保証会社による保証を利用する場合は、保証会社）を抵当権者とする抵当権を設定するものとします。

第13条 連帯保証

1. 連帯保証人は、お客さまが本契約にもとづき負担する一切の債務について、お客さまからの委託にもとづきお客さまと連帯して、保証債務を負い、その履行については本契約に従うものとします。
2. 連帯保証人は、お客さまの当社に対する預金その他の債権をもって相殺ができることを理由として保証債務の履行を拒絶しないものとします。
3. 連帯保証人は、当社が他の担保または保証の変更、解除等をして、免責を主張することができないものとします。
4. 連帯保証人が本契約による保証債務を履行した場合、代位によって当社から取得した権利は、お客さまと当社との間に、本契約による残債務または連帯保証人が保証している他の契約による残債務がある場合には、当社の同意がなければこれを行使しないものとします。また、代位の目的となった権利の対価たる金銭については、当社が連帯保証人に優先して弁済に充当することができるものとします。
5. 連帯保証人がお客さまと当社との取引について他に保証をしている場合には、その保証は本

契約により変更されないものとし、また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。連帯保証人がお客さまと当社との取引について、将来他に保証した場合も同様とします。

6. 返済条件の変更等、その他お客さまとの本契約が変更されても、連帯保証人との本契約の内容および効力は一切影響を受けないものとします。
7. お客さまおよび連帯保証人は、当社が現在および将来の連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、お客さままたは他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力が生じることについて、合意します。当社が保証会社に対して履行の請求をしたときも同様とします。

第14条 団体信用生命保険

お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社を保険契約者とする団体信用生命保険契約（リビングニーズ特約、重度ガン保険金前払特約および先進医療特約（既に先進医療特約付きの保険に加入されている場合等を除きます。）を付帯するものとし、3大疾病保障特約（残債50%保障または残債100%保障であるもの）を任意で付帯することができるものとします。）を生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。

- (1) お客さまが万一告知義務違反その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社に何らの異議を述べないものとします。
- (2) お客さままたは連帯保証人は、お客さまに本条による保険契約に定める保険事故が発生したときは、遅滞なく当社に通知のうえその指示に従うものとします。
- (3) 団体信用生命保険（次号以外の付帯された特約を含みます。）について、保険金の受取人は当社とし、当社が保険金を受領したときは、当社に対するお客さまの債務の返済期限のいかんにかかわらず、当社所定の方法により、適宜債務の返済に充当されたものとして取扱うものとします。
- (4) 先進医療特約について、給付金の受取人はお客さまとします。
- (5) 本条第3号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社から保険金の返還の請求を受けたときは、当社に対するお客さまの債務の返済への充当の効力は遡ってなかったものとし、お客さままたは連帯保証人は、債務の全額について直ちに返済するものとします。なお、お客さまの債務につき当社または保証会社のために担保権が設定されていた場合、当該担保権は消滅しなかったものとして取り扱い、または、お客さまは当社または保証会社の求めに応じて当該担保権と同等の担保を差し入れるものとします。
- (6) 本条第4号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社が給付金の返還を請求する場合、生命保険会社からお客さまに直接請求します。
- (7) 当社が3大疾病保障特約（残債100%保障であるもの）を付した団体信用生命保険契約を生命保険会社と締結したときは、重度ガン保険金前払特約は付帯できません。

第15条 団体信用就業不能保障保険

お客さまは、当社が所定の方法により、お客さまを被保険者とし、当社を保険契約者とする団体信用就業不能保障保険（債務繰上返済支援特約を付帯するものとし、長期就業不能見舞金特約を任意で付帯することができるものとします。）を当社の指定する生命保険会社と締結したときは、以下の各号について承諾します。

- (1) お客さまが万一告知義務違反その他の理由により本条による保険契約の利益を受けられない場合または利益を受けられなくなった場合にも、それについて当社に何らの異議を述べないものとします。
- (2) 債務繰上返済支援保険金について、保険金の受取人は当社とし、当社が保険会社から

保険金を受領したときは、当社に対するお客さまの債務の返済期限のいかんにかかわらず適宜債務の返済に充当されたものとして取扱うものとします。

- (3) 就業不能保険金、長期就業不能見舞金について、保険金、見舞金の受取人はお客さまとします。ただし、就業不能保険金については、第5条における約定返済が遅延している場合は直ちにその弁済に充当するものとします。
- (4) 本条第2号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社から保険金の返還の請求を受けたときは、当社に対するお客さまの債務の返済への充当の効力は遡ってなかったものとし、お客さままたは連帯保証人は、債務の全額について直ちに返済するものとします。なお、お客さまの債務につき当社または保証会社のために担保権が設定されていた場合、当該担保権は消滅しなかったものとして取り扱い、または、お客さまは当社または保証会社の求めに応じて当該担保権と同等の担保を差し入れるものとします。
- (5) 本条第3号の場合、万一告知義務違反その他の理由により、生命保険会社が保険金・見舞金の返還を請求する場合、生命保険会社からお客さまに直接請求します。

第16条 当社からの相殺

1. 当社は、本契約による債務のうち各約定返済日が到来したもの、または第11条によって返済しなければならない本契約による債務全額と、お客さまの預金その他債権とを、その債権の期限または通貨にかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息および遅延損害金等の計算については、その期間を計算実行日の前日までとし、預金の金利については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

第17条 お客さまからの相殺

1. お客さまは、本契約による債務と期限の到来しているお客さまの当社に対する預金その他債権とを、本契約による債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。
2. 前項により相殺する場合、債権債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の前日までとし、預金の金利については当社の定めによるものとします。また、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

第18条 充当の指定

1. 当社から相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、当社は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、お客さまは、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. お客さまから返済または相殺をする場合に、本契約による債務の他に当社との取引上の他の債務があるときは、お客さまはどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。ただし、お客さまがどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。
3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により充当または相殺することができるものとします。
4. 当社が指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、当社は充当または相殺することができるものとします。

第19条 債権回収会社への業務委託および譲渡

1. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが当社に対し負担する一切の債務に関して、当社が必要と認めるときは、「債権管理回収業に関する特別措置法」にもとづき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収会社（以下、「債権回収会社」といいます。）に債権の回収を委託し、債権回収会社が当社に代わりお客さまへ請求し、取り立てることに同意するものとします。
2. お客さまは、本契約にもとづく債権およびお客さまが当社に対し負担する一切の債務に関して、当社が必要と認めるときは、債権回収会社に対し譲渡することに承諾するものとします。
3. お客さまは、債権回収会社が本条第1項および第2項の行為を行うにあたり、必要な範囲内において、当社が債権回収会社に対しお客さまの個人情報を提供することに同意するものとします。

第20条 債権回収会社以外への債権譲渡

1. お客さまは、当社が将来、本契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下、本条においては信託を含みます。）する可能性があること、および当社が譲渡した債権を再び譲り受ける場合があることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、お客さまに対する通知は省略することができるものとします。
2. 前項の規定により、当社が債権を他に譲渡した場合、当社は譲渡した債権に関し、譲受人（以下、本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になることができるものとします。この場合、お客さまは当社に対して、従来どおり本規定に定める方法によって毎回の約定返済金額を支払い、当社はこれを譲受人に交付するものとします。

第21条 代り証書等の差し入れ

契約書等を作成している場合に、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合には当社の帳簿、伝票等の記録にもとづいて債務を返済していただくものとします。ただし、契約書等が事変・災害・輸送途中の事故等やむを得ない事情によって紛失・滅失・損傷または延着した場合もしくは契約書等を作成していない場合において、当社から請求があれば直ちに代り証書を差し入れていただくものとします。

第22条 報告および調査

1. お客さまは、当社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、お客さまもしくは連帯保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供します。
2. お客さまは、担保の状況またはお客さまもしくは連帯保証人の信用状態について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社に遅滞なく報告するものとします。

第23条 届出事項の変更

1. 氏名、住所、電話番号、勤務先等その他当社に届け出た事項を変更する場合またはこれに変更があったときは、お客さまおよび連帯保証人は直ちに当社に当社所定の方法で届け出るものとします。
2. 当社所定の書面により届け出られた署名について、当社は、口座開設時等に記載された署名との筆跡確認義務を負わないものとし、これにより生じた損害については、責任を負いません。
3. 届出の変更手続以前に生じた損害および不備や届出を遅滞しまたは怠ったことにより生じた損害について当社は責任を負わないものとします。
4. 届出のあった住所に宛てて当社が通知を発信した場合には、届出事項の不備・未変更、その他当社の責めによらない事由により延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
5. (1) お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を当社に書面で届け出るものとします。お客さままたは連帯保証人の成年後見人等について、家庭裁判所の

- 審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に当社に届け出るものとします。
- (2) お客さままたは連帯保証人について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見監督人の氏名その他の必要な事項を書面によって当社に届け出るものとします。
 - (3) お客さままたは連帯保証人について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または、任意後見監督人の選任がされているときにも前記各号と同様に当社に届け出るものとします。
 - (4) 本項 1 号から 3 号までの届出事項に取消または変更が生じたときも同様に当社に届け出るものとします。
 - (5) 本項 1 号から 4 号までの届出不備や届出を遅滞または怠ったことにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

第 24 条 住民票等の取得同意

債権保全等の理由で当社が必要と認めた場合、お客さまおよび連帯保証人は当社がお客さままたは連帯保証人の住民票の写し等を取得することに同意します。

第 25 条 諸費用の負担および支払方法

1. お客さまは本契約にかかわる次の各号に規定する費用を負担するものとします。
 - (1) 事務取扱手数料、金利タイプ変更手数料、繰上返済手数料、条件変更手数料など当社所定の各種手数料
ただし、これらの費用は、利息との合計で、利息制限法の範囲内とします。
 - (2) 本契約の印紙代、損害保険の質権設定およびその確定日付取得に関する費用、質権設定された損害保険の保険料
 - (3) (根) 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
 - (4) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
 - (5) お客さま、または連帯保証人に対する督促、権利の行使または保全に関する費用
2. 前項各号に規定するお客さま負担の諸費用は、当社所定の日までに返済用預金口座に預け入れるものとし、当社は当社所定の日、その金額を払戻請求書無しに自動的に引落すことにより、当社が受け取りまたは所定の先へ支払うものとします。ただし当社が特に認めた場合には、お客さまによる振込など他の方法によることができるものとします。

第 26 条 合意管轄

お客さまおよび連帯保証人は、本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 27 条 規定の変更

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 28 条 公正証書の作成等

お客さまおよび連帯保証人は、当社の請求があるときには、直ちに本契約による債務について、強制執行の認諾のある公正証書を作成するため必要な手続きをとります。なお、このために要した費用はお客さまおよび連帯保証人が負担するものとします。

第 29 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示に

より告知します。

第30条 つなぎ融資

お客さまは、本契約の締結前に別途、当社との間で「住宅ローンつなぎ融資契約規定」にもとづく契約を締結していて、かつ、その契約にもとづく債務（以下「つなぎ債務」といいます。）が残存する場合、下記の各号について承諾します。

- (1) 当社は、本契約にもとづく借入金と残存するつなぎ債務とを相殺し、相殺後の金額の金員をお客さまに交付します。お客さまは、当該金員を受領したこと（受領しない場合は当社が当該相殺をしたこと）をもって、本契約にもとづく借入金を交付されたものとしします。
- (2) 本契約にもとづく借入金額がつなぎ債務の残存債務額に満たない場合、別途当社が指定する入金期日までに不足金額相当額を当社が指定する預金口座に入金すること及びこれを返済期日まで維持することを本契約にもとづく借入金交付の条件とします。

以上

個人信用情報機関への登録等

1. お客さまおよび連帯保証人は、下記の個人情報(その履歴を含みます。)が当社が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断(返済能力または転居先の調査をいいます。ただし、銀行法施行規則等により、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限ります。)のために利用されることに同意します。

(1) 全国銀行個人信用情報センター

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所(本人への郵便不着の有無等を含む。)、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済期日等のこの申込による契約の内容およびその返済状況(延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む。)	この申込による契約の契約期間中および契約終了日(完済していない場合は完済日)から5年を超えない期間
銀行もしくは保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日およびこの申込による契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

(2) 株式会社日本信用情報機構

登録情報	登録期間
本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)	契約内容に関する情報等が登録されている期間
契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)および返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)	契約継続中および契約終了後5年以内
債権譲渡の事実に係る情報	当該事実の発生日から1年以内

申込の事実に係る情報(氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号、ならびに申込日および申込商品種別等)	照会日から6ヵ月以内
--	------------

2. お客さまおよび連帯保証人は、前項の個人情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人情報情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人情報情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
3. 本条第2項に規定する個人情報情報機関は次のとおりです。各機関の会員資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。なお、個人情報情報機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。(当社ではできません。)
 - (1) 銀行が加盟する個人情報情報機関
 - ① 全国銀行個人情報センター
<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>
Tel :03-3214-5020
 - ② (株)日本信用情報機構
<https://www.jicc.co.jp/>
Tel :0570-055-955
 - (2) 銀行が加盟する個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関
(株)シー・アイ・シー
<https://www.cic.co.jp/>
Tel:0570-666-414

以上